

令和5年度の国民健康保険料が決定しましたのでお知らせします

●普通徴収（納付書または口座振替）のかた

保険料は、本年4月から翌年3月までの1年分を、6月から翌年3月までの10回払いで納めていただきます。口座振替でない世帯へは、1年間分をまとめてご納付いただける**全期一括払い納付書**(6月末期限のもの1枚)と、毎月末日までにご納付いただく**各月期払い納付書**(今回送付分は6月期～10月期までの5枚)の**2種類**お送りします。どちらかを選択いただき、ご納付ください。

各月期払い納付書をご選択いただいた場合は、11月期から3月期までの納付書は、11月にお送りします。

本年1月2日以降に転入されたかたの保険料納入通知書は、均等割額のみとなっています。後日、前年の総所得金額等が判明してから、所得割額等を計算し、保険料増減の変更決定通知書をお送りします。

●特別徴収（年金からの引き落とし）のかた

今回決定した年間保険料額から既にお知らせしている4月期から8月期までの仮徴収額を差し引いた残りの額が本徴収額となります。本徴収額を10月期から翌年2月期までの3回に振り分けて年金から引き落とします。具体的な内容は中面をご覧ください。

10月から特別徴収に該当する世帯には「特別徴収開始のお知らせ」を同封していますのでご確認ください。ただし、10月以降も特別徴収に該当するかどうかの最終的な判定は、毎年、介護保険料が確定する7月に行います。判定の結果、今後の特別徴収が中止となる場合は、改めて中止のお知らせをお送りいたします。なお既に10月から特別徴収が中止になることが決定した世帯には「特別徴収中止のお知らせ」を同封しています。

令和5年度 保険料の計算方法

保険料は、6月に決定する前年中の**総所得金額等**(※)に基づいて計算します。
次の方法で、国保加入者1人ひとりの保険料を計算し、世帯全体で合算します。

①基礎分(医療分) 保険料 【世帯の最高限度額 65万円】	+	②後期高齢者支援金分 保険料 【世帯の最高限度額 22万円】	+	③介護分保険料 (40歳～64歳) 【世帯の最高限度額 17万円】	=	年間 保険料
----------------------------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------------------	---	--------



(※) 総所得金額等及び保険料計算方法の詳細については、「国保のしおり」10～11ページをご覧ください。

(★) 算定基礎額＝前年中の総所得金額等(※)－地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)

保険料の通知は世帯主にお送りします

保険料は世帯単位で計算します。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいれば世帯主が納付義務者となりますので世帯主に保険料通知書をお送りしています。

めぐろ国保だよりの英訳はホームページをご覧ください。

The English version of "Meguro kokuho dayori" (newsletter of national health insurance of Meguro City) is available at Meguro City website, which could be accessed with this code.



前年度の保険料率は、ホームページをご覧ください。



「通知書」の見方

この通知は、6月3日現在の国民健康保険の資格の有無、前年の総所得金額等（確定申告又は住民税申告に基づく）、口座登録の有無、年金からの特別徴収情報をもとに作成しています。
 (6月4日以降に資格の異動や所得等の変更があった世帯には、7月以降に変更通知をお送りします)

通知書は、加入・脱退・該当年の所得の変更があった場合に随時計算し、お送りします。

算定基礎額＝前年中の総所得金額等－地方税法に定める基礎控除額(※)
 (※)合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円

お問合せの際は、この整理番号をお知らせください。

令和5年度の保険料率及び均等割額です。

今回決定した保険料等の内訳です。

「保険料軽減額」…保険料の減額があった場合、減額した金額を表示します。
 「限度超過額」…所得割額+均等割額の合計額が世帯限度額を超過した場合、超過額を表示します。

原則として支払開始月は6月となります。各月の支払額は年間保険料の合計を支払回数で割った金額です。

「加入期間の表示」

- ：基礎分(医療分)+後期高齢者支援金分+介護分
- ：基礎分(医療分)+後期高齢者支援金分
- ◎：未就学児均等割額軽減該当月です。
- ★：非自発的失業軽減該当者の介護分を含む月です。
- ☆：非自発的失業軽減該当者の介護分を含まない月です。
- ：旧被扶養減免該当月(均等割額軽減該当月)です。
- ：旧被扶養減免該当月(均等割額軽減非該当月)です。
 (詳細は「国保のしおり」18～19ページをご覧ください。)

「国保加入者氏名」

令和5年度に国保に加入している(加入していた)かたの氏名です。

153-8573
目黒区上目黒2-19-15
MMMMKAT方

目黒 A男 様

通知は世帯主にお送りしています。

お支払い方法によって表記が異なります。

令和5年度の年間保険料の合計金額です。

通知書番号	整理番号	支払い方法
	-*	納付書 口座振替 特別徴収

基礎分(医療分)	後期高齢者支援金分	介護分
料率(%)		
均等割額		

前回通知額 合計	円	今回通知額 合計	円
		240,000	

区分	基礎分(医療分)		後期高齢者支援金分		介護分		前年度以前の既賦課額
	前回通知	今回通知	前回通知	今回通知	前回通知	今回通知	
所得割	算定基礎額	円	円	円	円	円	円
	A 所得割額(世帯合計)	円	円	円	円	円	円
均等割	人数	人	人	人	人	人	円
	B 均等割額(世帯合計)	円	円	円	円	円	円
	積算合計(A+B)…C	円	円	円	円	円	円
	保険料軽減額…D	円	円	円	円	円	円
	限度超過額…E	円	円	円	円	円	円
	保険料額合計(C-D-E)	円	円	円	円	円	円
							240,000

区分	前回通知額	今回通知額	お支払済の金額	お支払いいただく金額	納期限
	円	円	円	円	
4月期	円	円	円	円	*月*日
5月期	円	円	円	円	*月*日
6月期	円	24,000	円	24,000	6月30日
7月期	円	24,000	円	24,000	7月31日
8月期	円	24,000	円	24,000	8月31日
9月期	円	24,000	円	24,000	10月2日
10月期	円	24,000	円	24,000	10月31日
11月期	円	24,000	円	24,000	11月30日
12月期	円	24,000	円	24,000	1月4日
1月期	円	24,000	円	24,000	1月31日
2月期	円	24,000	円	24,000	2月29日
3月期	円	24,000	円	24,000	4月1日
合計	円	240,000	円	240,000	

区分	前回通知額	今回通知額
	円	円
4月期	※	円
6月期	※	円
8月期	※	円
10月期		円
12月期		円
2月期		円
合計		円

特別徴収義務者
対象年金
納付義務者
生年月日 性別

口座振替のかたは下記の金融機関から振替いたします。
 口座振替金融機関名 ○○銀行○○支店 1625***

＜加入者別内訳＞

国保加入者氏名	加入期間												申告	算定基礎額	個人別保険料(概算)	基礎分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護分		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				月数	保険料	月数	保険料	月数	保険料			
目黒 A男様	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	有	円	円	12	円	12	円	12	円			
目黒 B子様	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所得情報不明	円	円	10	円	10	円	0	円			

(保険料は世帯ごとに計算するため、個人別保険料は按分後の概算額となります)

加入していない月は「-」で表示しています。
 国保の加入期間です。
 個人別保険料が記載されます。
 それぞれの区分の保険料と加入月数が記載されます。

特別徴収(年金からの引き落とし)の対象となるかた(世帯主のみ)

特別徴収は、国民健康保険料のお支払いが口座振替ではない世帯のうち、次の①から④のすべてに該当する世帯主が対象です。ただし、翌年3月31日までに75歳になるかたは、特別徴収の対象になりません。

- ①世帯主が国保加入者であり、世帯の国保加入者全員が65歳以上74歳以下(年度途中で世帯主が75歳になる場合を除く)
- ②世帯主の介護保険料が特別徴収されている
- ③介護保険料が特別徴収されている公的年金の受給額が年額18万円以上である
- ④介護保険料と国民健康保険料の合算額が、介護保険料が特別徴収されている年金額の2分の1を超えない

特別徴収になるかたには、順次「特別徴収開始」のお知らせをお送りします。
 特別徴収を希望されないかたは、申請により納付方法を口座振替に変更することができます。収納係(03-5722-9610)へお問合せください。
 ※口座振替の世帯でも滞納がある場合は特別徴収となる場合があります。

お支払方法が特別徴収による場合は、この欄に金額が表示されます。

保険料の支払額

仮徴収額(4・6・8月) + 本徴収額(10・12・2月) = 年間保険料

※に金額の記載があるかたは、4・6・8月の仮徴収額決定通知をお送りしているかたです。翌年度の4月期から8月期の仮徴収額については、翌年4月に別途通知いたします。

口座振替は後期高齢者医療制度に引き継ぐことはできません。改めてお申込みください。
 問合せ先 後期高齢者医療係(03-5722-9838)

「申告」
 「所得情報不明」の表示がされているかたのうち、確定申告又は住民税申告を行っていないかたは、所得の把握ができませんので申告をしてください。
 (18歳未満のかたで既に扶養になっているかたは除く)

◆問合せ 国保年金課資格賦課係
 電話：03-5722-9810(直通)